

研究推進事業に関する規程

制 定：平成 29 年 12 月 8 日

第 1 条 日本リハビリテーション心理学会（以下「本会」という。）は、リハビリテーション心理学会の発展と、本会における研究振興を目的として、研究推進事業を行うために本規程を定める。

第 2 条 研究推進事業を行うために、研究推進事業委員会（以下「委員会」という。）を本会内に設ける。委員会は、研究推進事業に関する常任理事会等への諸報告、その他研究推進事業の運営、研究助成対象の審査にあたって必要な事項を行う。なお、必要な事項は別途定めるものとする。

第 3 条 委員会は、理事会において理事の中からその互選により選出された委員会委員長及び理事より選出された 3 名の委員の計 4 名によって構成する。

2 研究推進事業委員の任期は 3 年とし、再任（連続した任期での就任）は、2 期 6 年を限度とする。

3 研究推進事業委員長が、理事の地位を失うと、研究推進事業委員長を終任となる。

第 4 条 委員会は、研究助成事業の成果として提出された研究結果報告書を評価し、常任理事会に報告する。

2 委員会は、前項の報告内容を本会大会及び本会学会誌等に公表することができる。

第 5 条 研究推進事業において拠出された助成金が不正に流用されるなど、研究推進事業によって助成を継続することに問題があると委員会が認めた場合、研究推進事業委員長はこれを速やかに常任理事会へ報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた常任理事会は、助成金の返還請求等その問題の対処にあたって必要な措置等につき審議する。

3 理事長は、前項の審議の結果を踏まえ、必要な措置を決定する。

第 6 条 本規程に定めなき研究推進事業に関するその他の事項（応募要領、審査方法、助成金額等）は、運用規程において別途定める。

第 7 条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て、理事長がこれを行う。